

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一
- 公共測量の実施(五件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 東京港湾湾計画の変更の概要……………
- ………(港湾局港湾整備部計画課)…二
- 警備員等の検定の実施(二件)……………
- ………(警備員指導教育責任者講習の実施)(三件)…四
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…九
- 立入検査証の無効……………
- ………(東京消防庁)…一〇

### 告示

●東京都告示第千百十六号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成三十年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩中央公園
- 三 事業施行期間 平成三十年八月十七日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
多摩市落合二丁目地内  
使用の部分  
なし

#### ●東京都告示第千百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成三十年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 三 測量の区域 江戸川区北小岩一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月二十一日から平成三十一年三月十五日まで

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成三十年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区北砂三丁目、北砂四丁目及び北砂五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月二十八日から平成三十一年三月十五日まで

#### ●東京都告示第千百十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成三十年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区赤羽南一丁目、赤羽南二丁目及び東十条六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月一日から同年八月三十一日まで

#### ●東京都告示第千百二十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（数値地図（道路）データの修正（五〇〇レベル））
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月一日から同年九月二十九日まで

●東京都告示第千二百一十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 新宿区大京町、四谷三丁目、四谷四丁目、左門町及び信濃町各地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月十一日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第千二百二十二号

港湾法（昭和二十五年法律第百二十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次の

とおり告示する。

なお、平成二十六年東京都告示第千六百九十三号によりその概要を告示した東京港港湾計画について変更したものである。

平成三十年八月十七日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

- 一 港湾施設の規模及び配置
- (一) 新規計画事項
- ア 旅客船埠頭計画

地区名 施設種別 基数

中部 小型栈橋 一

- 二 港湾の環境の整備及び保全
- (一) 新規計画事項
- ア 港湾環境整備施設計画

地区名 施設種別 延長（メートル）

中部 海浜 五〇〇

- 三 土地造成及び土地利用計画
- (一) 既設・既定計画の変更事項
- ア 海浜計画

地区名 用途 延長（メートル）

南部 海浜 三、二〇〇

中部 海浜 五〇〇

東部 海浜 五二〇

中央防 海浜 四〇〇

波堤

- 四 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八

階

東京都港湾局港湾整備部計画課

告示（公）

●東京都公安委員会告示第286号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月17日

東京都公安委員会

委員長 渡邊佳英

記

- 1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成30年11月17日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成30年12月8日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

- 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

- 3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

- 4 検定予定人員

60名

<p>5 検出申出の要領</p> <p>検出申請に先立って、検出申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、検出申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検出申出の受付期間</p> <p>平成30年10月9日(火曜日)及び同月10日(水曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成30年10月17日(水曜日)から同月19日(金曜日)までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則第9条に規定する検出申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検出申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p>	<p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検出手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第287号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検出を実施するので、警備員等の検出等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年8月17日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 検出の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>平成30年11月17日(土曜日)</p> <p>午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験</p>	<p>平成30年12月8日(土曜日)</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検出の実施場所</p> <p>品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検出の実施種別</p> <p>規則第1条第5号の警備業務(核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検出</p> <p>4 検出予定人員</p> <p>30名</p> <p>5 検出申出の要領</p> <p>検出申請に先立って、検出申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、検出申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検出申出の受付期間</p> <p>平成30年10月11日(木曜日)及び同月12日(金曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成30年10月17日(水曜日)から同月19日(金曜日)までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p>
--	---	--

<p>規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第288号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教</p>	<p>育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年8月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成30年10月16日(火曜日)から同月23日(火曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに</p>	<p>限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成30年9月13日(木曜日)及び同月14日(金曜日)の2日間</p>
--	---	---

<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成30年9月28日(金曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ウ 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>	<p>事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各一通</p> <p>(ア) 前6の(3)のウに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p>	<p>(4) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のウ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付日 平成30年10月4日(木曜日)及び同月5日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第289号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 平成30年8月17日</p>
--	--	---

<p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成30年11月13日 (火曜日) から同月20日 (火曜日) までの6日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務 (運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に</p>	<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成30年10月12日 (金曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間</p>	<p>電話受付予約終了後から平成30年10月26日 (金曜日) までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該</p>
--	---	---

<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を陳明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成30年11月1日(木曜日)及び同月2日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 _____</p> <p>●東京都公安委員会告示第290号</p>	<p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年8月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成30年11月16日(金曜日)から同月20日(火曜日)までの3日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教</p>	<p>育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検</p>
--	--	---

<p>定] という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成30年10月11日 (木曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成30年10月26日 (金曜日) までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者</p>	<p>に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成30年11月1日 (木曜日) 及び同月2日 (金曜日) の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<h2>公 告</h2> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成三十年八月十七日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博</p> <p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名</p> <p>西多摩郡瑞穂町大字富士山栗 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ</p>		



原新田字下内地十七番一

崎字武蔵野九百四十番地  
社会福祉法人コロロ学舎  
理事長 石井 聖

立川市砂川町八丁目八十一番  
三

武蔵野市境二丁目二番二  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

青梅市新町五丁目六番二十九  
及び同番三十

練馬区南大泉三丁目八番八  
号  
第一住宅協同組合  
代表理事 西河 洋一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成三十年八月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

許可を受けた者の  
住所及び氏名

小平市回田町二百七十一番二、武蔵野市吉祥寺本町一丁目  
同番六、同番七、二百七十二 三十一番十一号  
番二、二百七十三番一、同番 アグレ都市デザイン株式会  
二、二百七十四番一及び同番 社  
代表取締役 大林 竜一

西東京市栄町一丁目六百十四  
番一

武蔵野市境二丁目二番二  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

府中市南町三丁目二十六番一  
及び同番二

立川市錦町二丁目四番三  
株式会社ライズウエル  
代表取締役 渡邊 裕

東久留米市神宝町二丁目六千  
三百三十六番二十三、同番二  
十九、六千三百三十八番三十

西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三  
株式会社東栄住宅

六及び同番三十七

代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、平成三十年八月十七日から四月以内に東京都産業  
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)に到着するよう提出してください。

平成三十年八月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 新青山ビル
- 二 店舗所在地 港区南青山一丁目一番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほ  
か
- 五 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号  
所 (三菱地所株式会社)
- 七 変更後の設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号  
所 (三菱地所株式会社)

八 変更前の設置者の  
代表者名 杉山 博孝(三菱地所株式会社)  
ほか

九 変更後の設置者の  
代表者名 吉田 淳一(三菱地所株式会社)  
ほか

十 変更前の小売業者  
の氏名又は名称 株式会社ベリーニほか二十四社

十一 変更後の小売業  
者の氏名又は名  
称 株式会社ベリーニほか十九社

十二 変更を行った小  
売業者の氏名又  
は名称 株式会社ファミリーマート

十三 変更前の小売業  
者の代表者名 上田 準二

十四 変更後の小売業  
者の代表者名 澤田 貴司

十五 変更日 平成三十年一月五日ほか

十六 届出日 平成三十年七月十九日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十八 縦覧期間 平成三十年八月十七日から同年十  
二月十七日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例(平成元年東  
京都条例第十号)に定める休日を  
除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

- 一 店舗名 有楽町電気ビル
- 二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目七番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか六名

<p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号 か</p>	<p>二 店舗所在地 蒲田駅ビル西館 大田区西蒲田七丁目六十九番一号 ほか</p>	<p>交付番号 第044472551号 交付年月日 平成27年9月18日 氏名 金子 雄貴</p>
<p>五 変更を行った設置者名 日本オープンエンド不動産投資法人</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか二名</p>	
<p>六 変更前の設置者の代表者名 水上 博史</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>	
<p>七 変更後の設置者の代表者名 横田 拓哉</p>	<p>五 変更を行った設置者名 富田 哲郎(日本旅客鉄道株式会社)ほか 深澤 祐二(日本旅客鉄道株式会社)ほか</p>	
<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 ジョルジオアルマーニジャパン株式会社ほか九名</p>	<p>六 変更前の設置者の代表者名 平成三十年四月一日</p>	
<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 ジョルジオアルマーニジャパン株式会社ほか九名</p>	<p>七 変更後の設置者の代表者名 平成三十年八月一日</p>	
<p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ビームス</p>	<p>八 変更日 平成三十年八月一日</p>	
<p>十一 変更前の小売業者の住所 新宿区北新宿四丁目十六番十二号</p>	<p>九 届出日 平成三十年八月一日</p>	
<p>十二 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前一丁目五番八号</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	
<p>十三 変更日 平成三十年六月二十七日ほか</p>	<p>十一 縦覧期間 平成三十年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>十四 届出日 平成三十年七月二十五日</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>立入検査証の無効について 火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)第2条の規定に基づく次の立入検査証は、平成30年8月3日以降無効とした。 平成30年8月17日 東京消防庁 消防総監 村上 研一</p>	
<p>十六 縦覧期間 平成三十年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>		
<p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>		
<p>一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、</p>		

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇〇円(郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二一)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

